

全農薬通報

No. 335

令和4年8月31日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・第49回全国農薬安全指導者協議会常任幹事会
- ・農薬の安全使用・取扱いに関する農家アンケート（2022年度中間結果）

◎行政からのお知らせ

- ・食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について
- ・2022年9月の「価格交渉促進月間」の実施について

◎全農薬ひろば

- ・スベリヒユ、ポーチュラカ



全国農薬協同組合



〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL：03-3254-4171

FAX：03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp> E-mail：info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

令和4年（2022年）

9月21日（水） 執行部協議会・各委員会・第304回理事会

10月3日（月）～7日（金） 植物防疫研修会

10月中旬～11月上旬 農薬安全コンサルタントリーダー研修会

10月25日（火） 監査会（理事長、監事）

11月16日（水） 第305回理事会

11月17日（木） 第57回通常総会・第306回理事会

第45回安全協全国集会・情報交換会

12月14日（水） 執行部協議会・第307回理事会

12月15日（木） 全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会

「植防関係団体」

日本植物防疫協会

9月20日（火）シンポジウム「植物保護ハイビジョン2022」

報農会

9月28日（水）第37回シンポジウムおよび功績者表彰式

農薬工業会

11月16日（水）虫供養



フヨウ（芙蓉、学名：*Hibiscus mutabilis*）

花言葉：『繊細な美』『しとやかな恋人』

組合からのお知らせ

1. 第49回全国農業安全指導者協議会常任幹事会

日 時：2022年7月28日（木） 13：30～17：30

審 議：本年度はハイブリッド会議（来所+リモート）での開催とした。

参加者：大森理事長、橋爪委員長（リ）、安武副委員長、木幡委員、
三枝委員（リ）、金井委員（リ）
半田常任幹事（リ）、押切副会長（リ）、佐藤常任幹事（リ）、
山田常任幹事（リ）、蔵谷常任幹事（リ）、田邊副会長、
渡常任幹事（リ）
鈴木参事、植草技術顧問 （リ）：リモート参加

1. 議 事 13：30～15：20

(1) 2022年度事業中間報告の件

1) 2022年度安全協活動状況報告

① 安全協 第44回全国集会

2021年11月17日（水）13:00-17:00 海運クラブでの開催を予定したが、新型コロナウイルスの感染拡大状況をふまえ、参集される皆様方の健康・安全を最優先に考慮し、中止を判断。書面による報告とした。

書面報告内容

- ・2021年度事業報告、収支決算
- ・2022年度事業計画（案）、収支予算（案）

② 第96回・第97回 植物防疫研修会（オンデマンド方式による配信研修）

第96回 2021年10月11日～11月4日 全農薬組合員 37名参加

第97回 2022年 1月31日～2月24日 全農薬組合員 36名参加

③ 第8回農薬安全コンサルタントリーダー研修会

2021年10月22日～11月5日 メディア研修、試験は全農薬会議室に集合して開催 20名参加

④ 2022年度地区会議 全農薬現況・課題報告、講演に代わるウェブ研修会について

昨年より続く新型コロナウイルスの全国的な感染拡大のため、令和4年度の地区会議は昨年度と同様にオンライン研修の実施へと形を変えて実施した。全農薬のホームページに、会員限定の安全協ポータルサイトを設け、視聴しアンケートに答える形式とした。アンケートに答えることにより、農薬安全コンサルタントリーダー資格取得に繋がるようにした。



ウェブ研修には以下のコンテンツを準備した。

全国版

- 「全国農薬協同組合 地区会議に代えて メッセージ」
全国農薬協同組合 理事長 大森茂
- 「農薬をめぐる最近の動向について」
農林水産省 消費・安全局 農薬安全管理課 農薬対策室
- 「みどりの食糧システム戦略について」
農林水産省 消費・安全局 農薬安全管理課 農薬対策室
- 「危害防止運動について」
全国農薬協同組合・全国農薬安全使用者協議会

各地区版

- 北海道地区 「令和 4 年に特に注意を要する病害虫」
道総研 中央農業試験場 病虫部 予察診断グループ
- 東北地区 「宮城県の促成イチゴにおける総合的病害虫管理技術（IPM）」
宮城県農業・園芸総合研究所園芸環境部
- 関東甲信越地区「薬剤抵抗性管理と IPM について」
群馬県農政部 技術支援課生産環境室 植物防疫係
- 東海地区 「愛知県における令和 3 年度の病害虫発生状況について」
～発生予察と情報提供～
愛知県農業総合試験場 環境基盤研究部 病害虫防除室
- 北陸地区 「2021 年度福井県における主要病害虫発生概況」
福井県農業試験場 病害虫防除室
- 近畿地区 「農作物上で問題となるアザミウマ類とナスすすかび病の薬剤殺虫効果の現状」
大阪府立環境農林水産総合研究所 食と農の研究部
- 中四国地区 「ビワキジラミの防除について」
香川県農業試験場府中果樹研究所
- 九州地区 「最近話題の病害虫と防除対策」
宮崎県西諸県農林振興局（農業改良普及センター）

指導農薬版

- ランネット普及会
「ランネットの 責任を持った使用 の啓発活動について」
- プリグロックスL 安全対策協議会
「プリグロックスL を安全に使用するために」
- クロルピクリン工業会
「クロルピクリンの安全・適正な使用について」

「地区会議の代わる研修アンケート」集約結果は、全農薬通報 333 号に掲載

2) 農薬シンポジウムの開催について

2022 年は、一昨年春より続く新型コロナウイルス感染拡大より、参加者の安全確保を最優先に関係機関と協議し、昨年同様下記農薬シンポジウムの中止を判断した。

●2022 年度危害防止運動 “一声運動” 媒体品

・希釈早見表	円盤型	11,880 枚
	シール型	5,400 枚
・ひと声運動ポスター		2,430 枚
・毒物及び劇物譲受書		3,600 部
・のぼり旗		750 枚

●危害防止活動の実施

各道府県安全協支部で危害防止月間に合わせて関係先への巡回活動を実施した。計画書を提出した 16 支部にはマスク「ケミカットエース」を各支部 1 ケース 400 枚提供し、安全具の推進も同時に行った。



●農薬安全適正使用ガイドブック 2022 年版の作成

2021 年 12 月「農薬安全適正使用ガイドブック」2022 年版 9,000 部を発行し以下の通り、無償及び有償分を会員の協力を得て配布した。

無償分

特別会員	190
正会員	1,195
非組合員	7
行政機関関係	675
賛助会員	111
関係団体	60
その他	19
合計	2,257 部

有償分

安全協支部	4,297
組合員	529
その他	97
合計	4,913 部
無償＋有償	7,170 部
在庫	1,830 部(6 月末現在)

- ・毎年ページ数が増加しており、印刷と輸送コストの増は必至となるため、注意事項等の検討を行った。
- ・2020 年版より殺菌剤と殺虫剤の RAC コードを付けたのに引き続き除草剤の RAC コードを付けて掲載した。

●指導農薬講習会の実施と報告

安全協ではメソミル剤、パラコート剤（混合剤）、2020 年度からはクロルピクリン剤も合わせ指導農薬と定め、安全協支部が主催し販売店等を対象とした「指導農薬講習会」を実施し、農薬年度毎に各支部からの「指導農薬講習会報告書」をまとめランネット普及会、プリグロックスⅡ 安全対策協議会、クロルピクリン工業会へ提出している。



(8月29日までの集計中間結果を後項に掲載)。

- 8 -

4) 次年度植防研修会および農薬安全コンサルタントリーダー研修について

●第98回植物防疫研修会

日時：2022年10月

内容：オンデマンド方式による配信研修を予定、詳細は決定後通知する

●第99回植物防疫研修会

日時：2023年2月

内容：オンデマンド方式による配信研修を予定、詳細は決定後通知する

●第9回農薬安全コンサルタントリーダー研修（案）

日時：2022年10月21日（金）～11月4日（金）

メディア研修を予定

（昨年同様にメディアに動画を録画・配布による実施を予定）

試験は東京の会場に集合して実施を予定

5) 事業費収支見込

資料を用いて説明を行った。

(2) 2023年度事業計画

1) 2023年度運動方針・事業方針・スローガンについて

令和5年度 運動方針・事業方針

運動方針

○安全な農産物の確保を図るため、農薬使用者に対して農薬使用基準に定められた使用時期、使用回数等の遵守徹底を推進する。

○一般消費者に対し農薬の安全性、有用性等、農薬の正しい知識の普及に努める。

○農薬の保管及び物流における安全性確保のための危機管理を徹底する。

事業方針

I 農薬安全推進運動の実施

① 農薬の適正使用の徹底

- ・農薬取締法及び食品衛生法の周知徹底に努め、農薬の安全かつ適正使用を推進する。
- ・正しい農薬登録情報の伝達に努め、農薬使用基準順守の徹底を図る。
- ・「農薬安全使用のための13ヶ条」の確認を推進する。

- ・普及の進んでいるマルチローターでの農薬散布についての正しい情報の周知徹底に努める。
- ② 農薬の飛散防止対策の徹底
 - ・周辺圃場への農薬飛散防止対策に取り組む。
 - ・住宅地等における周辺住民への配慮の徹底を図る。
 - ・「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」の遵守に努める。
- ③ 「農薬安全ひと声運動」の実践
 - ・農薬使用者と一体となった三つの安全（農薬使用者の安全、農産物の安全、環境への安全）の実践を基本とした「ひと声運動」を展開する。
 - ・「ひと声運動」を行うため媒体品の有効活用を努める。
- ④ 農薬安全使用のためマスク、安全具必着運動の推進
 - ・安全作業の装備として、国家検定マスク（ライフ 350、ハイラック 330/335、ケミカットエース、ニチノー排気弁マスク）等の積極普及と取り扱い拡大を図る。防除衣については、現状、並びに今後の市場性を探り、新規取扱について見極める。
- ⑤ 農薬販売者に対する農薬安全管理の徹底
 - ・農薬販売に当たり火災、漏出、紛失、廃棄、及び輸送時の注意等につき管理の徹底を図る。
- ⑥ 農薬使用状況等生産履歴記帳運動の推進
 - ・農薬の使用状況、気象条件等を必ず記帳、記録保管の徹底を推進する。
- ⑦ 農薬の物流における安全性確保の徹底
 - ・安全協農薬物流マニュアルの活用（指導農薬講習会での資料配布等）
 - ・全農薬ポータルサイト（ホームページ）の活用を図る。
- ⑧ 空容器及び残農薬・廃棄農薬適正処理の推進
 - ・農薬工業会作成のガイドライン「使用済み容器内の付着農薬の除去と空容器の処分について」、「使用農薬の管理と処分について」や、農業生産資材適正処理全国推進協議会作成の「農薬空容器適正処理システム確立のための手引き」に沿った処理の推進を実施する。
- ⑨ 安全協が指定する指導農薬の危害防止対策の実施
 - ・毒性が強く用途外に使用されやすい農薬を指導農薬として指定することが出来る。
 - ・講習会を開催し危害防止に努める。
- ⑩ 必要に応じ、農薬に関する研修等への講師派遣を行う。

Ⅱ 技術販売体制の強化

- ① 「農薬安全コンサルタント・農薬安全コンサルタントリーダー認定者を育成し、技術販売を促進する。
- ② 普及展示圃の実施
 - ・安全協会員の技術習得と全農薬取り扱い商品の普及拡大を図ることを目的に、展示圃場設置と伴に商品知識の習得に努める。
- ③ IPM(総合的病害虫・雑草管理)など新技術、新分野の導入推進を行う。
 - ・IPM(総合的病害虫・雑草管理)の必要性を理解し、生物的防除資材等の適正な利用を推進する。
- ④ 「輸出サポート体制整備委託事業」の受託機関である(一社)全国植物検疫協会と連携し、農薬安全コンサルタントリーダーは専門委員(病害虫防除)として輸出サポート体制に協力する。

Ⅲ 一般消費者への農薬安全性広報活動の実施

- ① 一般消費者を交えた農薬シンポジウムを開催する。
- ② 農薬工業会(含む支部)開催の農薬ゼミに協力する。
- ③ 講師として農薬安全性広報活動を実施する。

Ⅳ 活動計画

本部の活動計画

- ① 安全協組織の強化
 - ・道府県農薬卸業者団体及び小売業者団体、賛助会員との連携強化を図る。
- ② 全国集会の開催
 - ・全国集会を開催し、活動状況を報告、また新年度の事業計画を策定する。
 - ・農薬シンポジウム開催道府県は実施状況及び成果を発表する。
- ③ 地区協議会の開催
 - ・地区協議会を開催し(全農薬地区会議に包括)、地区内正会員、特別会員の他、指導農薬関係メーカー、賛助会員等と交え、安全協活動推進について協議する。
 - ・地区協議会の中で技術研修会を充実させる。(農薬安全コンサルタントリーダー資格取得へのポイントとする)
- ④ 常任幹事会の開催
 - ・常任幹事(地区内代表幹事)が地域の情勢、要望等を常任幹事会に持ち寄り、次年度の活動方針及び地域活動の活性化を主体に検討・協議する。

- ⑤ 賛助会員打合せ会
 - ・ 賛助会員と常任幹事との連携・交流を深める。講演会等を通じて情報を習得する。
- ⑥ 農薬費低減のための行動指針
 - ・ 全農薬の行動計画の目標に従った防除を推進する。
- ⑦ 農薬ガイドブック 2023 年版の編集・発行
 - ・ 2022 年 12 月下旬発行を目途に 2022 年 7 月末現在の新規及び適用拡大登録された農薬の収録、整理及び記載内容の見直し等に努め正確を期す。
 - ・ 各道府県研修会受講者に頒布し、販売者への情報提供に活用する。
 - ・ 食の安全、環境保全の推進等、関係者への普及を図る。
- ⑧ 資料、情報などの配布・提供
 - ・ 全農薬通報等で会員が必要とする情報を迅速に提供する。
 - ・ 農薬登録情報、病害虫発生関連資料等の情報を容易に検索、入手できるポータル(入口)を全農薬ホームページ上に掲載し、農薬の適正使用の推進に資する。
 - ・ 賛助会員(農薬メーカー)の製品情報(技術資料・チラシ)を容易に検索、入手できるポータル(入口)を全農薬ホームページ上に開設、有効活用する。
 - ・ 安全協の活動(リモート研修会、指導農薬講習会等)を入手できるポータル(入口)を全農薬ホームページ上に開設、有効活用する。
- ⑨ 農薬安全コンサルタントの養成
 - ・ 日本植物防疫協会主催の「植物防疫研修会」を受講し、安全協構成の正会員(農薬安全コンサルタント)の養成を図る。
 - ・ 植物防疫研修会の運営に参加する。
- ⑩ 農薬安全コンサルタントリーダーの養成
 - ・ 農薬安全コンサルタントリーダー研修会を開催し、農薬安全コンサルタントの技術の向上と技術販売体制の強化を図る。
- ⑪ 農薬工業会、緑の安全推進協会及び商系諸団体との連携強化
 - ・ 行政における農薬の安全使用対策を確認するため、農薬工業会安全対策委員会及び緑の安全推進協会との交流を継続するとともに、新たに全肥商連等の商系諸団体との交流・連携を図る。

支部の活動計画

- ① 県別の重点活動テーマの実施(農薬安全コンサルタントの技術向上の為の研修会を開催する)
- ② 「指導農薬」講習会の開催
 - ・ メソミル剤、パラコート剤(混合剤)、クロルピクリン剤を指導農薬と定め、安全協支部が主催し小売商、農薬使用者等を対象に講習会を実施する。

- ・指導農薬講習会に、地域、業界状況に応じた研修を加え内容を充実、受講者の拡大を図る。
- ・安全協が実施する「指導農薬」制度の目的達成のため、関連メーカーとの緊密な連携を保つ。
- ③ 道府県「農薬管理指導士」「農薬適正使用アドバイザー」との連携
 - ・地区関係機関と連携を図り、農薬の適正かつ安全な使用を推進する。
- ④ 一般消費者への農薬の正しい理解のための農薬シンポジウムの開催
 - ・全国で毎年2ヶ所程度の開催地を選定し、行政、関係指導機関、農薬使用者及び安全協会員と生産者、消費者を交えたシンポジウムを開催する。農薬シンポジウムにおいて一般消費者の意識調査を継続する。選定された支部は安全協支部全会員が一丸となり計画、立案、実施に取り組み支部の活性化につなげる。
 - ・農薬工業会支部主催の農薬ゼミに協力する。
- ⑤ 道府県農薬危害防止協議会への積極的な参加
- ⑥ 安全用具使用実態調査の実施
 - ・農薬使用者に対する「安全用具使用アンケート」を継続実施する。
- ⑦ 空容器、残農薬、廃棄農薬の適正処理
 - ・農薬工業会作成の空容器及び使用残農薬についてのガイドラインを考慮し、当該地区の方針に準じ処理の推進に努める。
 - ・地域の適正処理推進協議会との連携を図る。

スローガン

- 農薬は正しく使って安全・安心
- 農薬は作物を守る科学の力
- 農薬の技術向上、日々研鑽

2) 2023 年度事業収支予算(案)について

資料を用いて説明を行った。

3) 農薬ガイドブック 2023 年版の発行について

発行を予定。印刷部数減について調整中。毎年のページ数増加に対して、注意表示マークの配置、注意事項の省略等について検討中。

4) 農薬シンポジウム開催について

2023 年は、山形県、大分県で同様に開催すべく、関係機関と協議・調整していく。

5) 危害防止月間 一声運動媒体品について

今年と同様の予定

6) 第 45 回全国集会について

2022 年 11 月 17 日(木) での開催を予定したが、新型コロナウイルスの感染拡大は全国で続いており、感染拡大防止と、出席される皆様方の安全を最優先に考慮し、例年のとおりに人を集めての集会については甚だ残念ながら執行部協議会で中止を判断した。現在、集会の講演会に代わるウェビナーの開催を検討中。

7) その他

2022 年度植物防疫地区協議会（植物防疫ブロック会議）（日程は調整中）

(3) 各安全協道府県別活動報告～支部活動にあたっての問題点、要望～

各地区でとりまとめられた道府県別各支部からの資料をもとに、各副会長・常任幹事が説明を行い内容について協議・検討を行った。

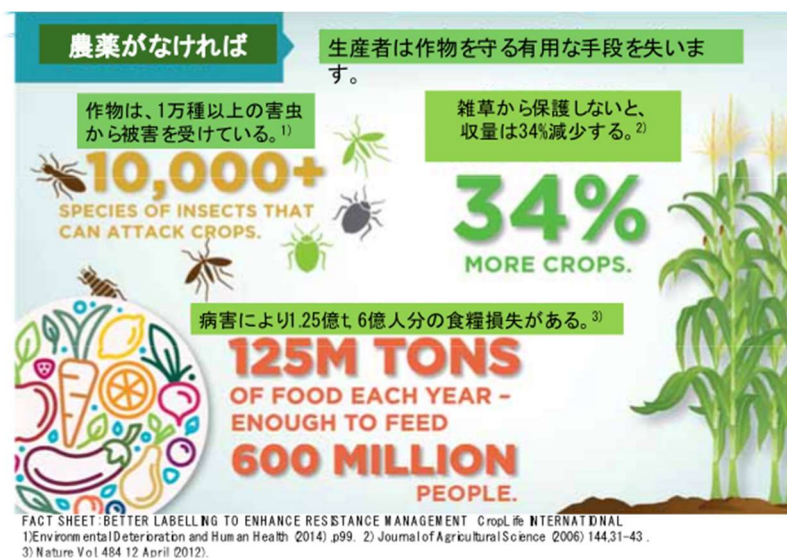
(4) 残留農薬基準値超過・不適正使用防止対策について

事前に資料の配布を行い協議・検討の予定であったが、時間の都合上事務局より省略して説明された（資料については全農薬 HP 安全協ポータルサイトに掲載）。

2. 講演会 15：30～17：0

「食料生産の重要性と作物保護の役割」

農薬工業会 事務局長 廣岡 卓 博士 よりご講演いただきました。

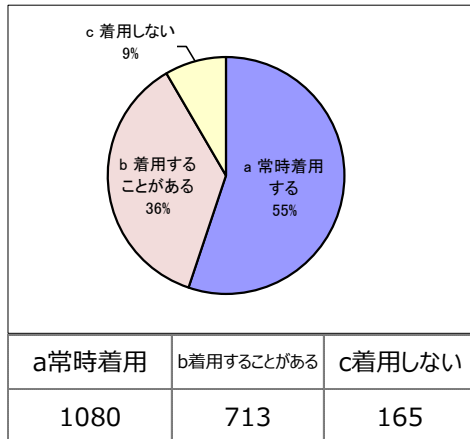


2. 農薬の安全使用・取扱に関する農家アンケート（2022 年度中間結果） （農家向け）

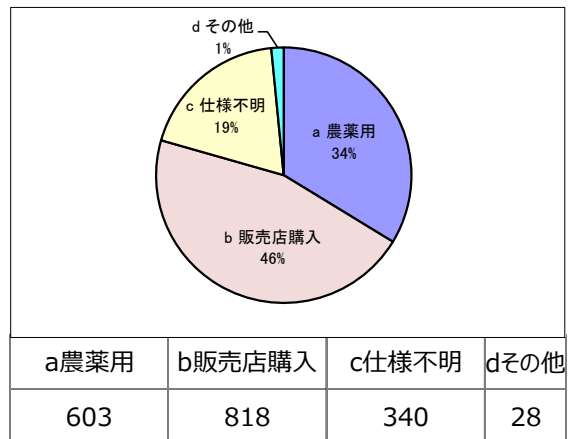
回答者数（8 月 30 日集計）1930 名

1. 農薬散布時における以下の装備の着用について

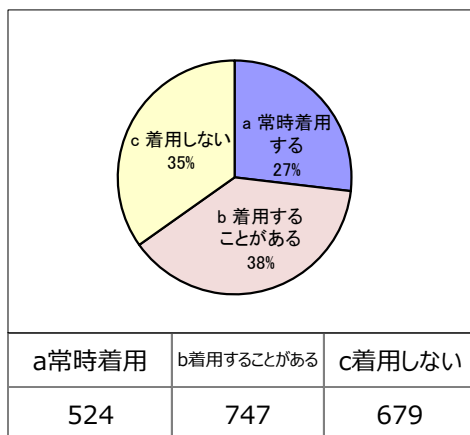
①マスク



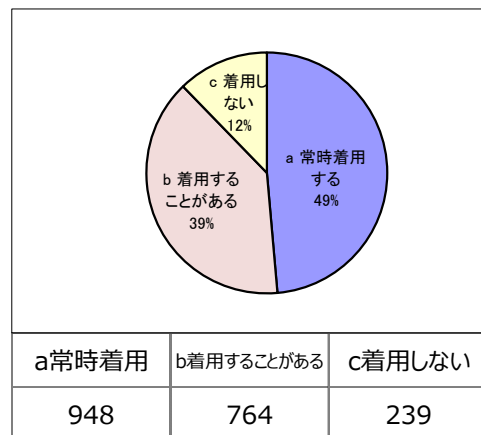
①-2 マスクのタイプ



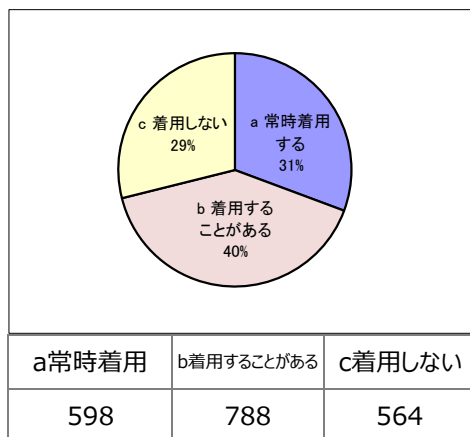
②防護メガネ



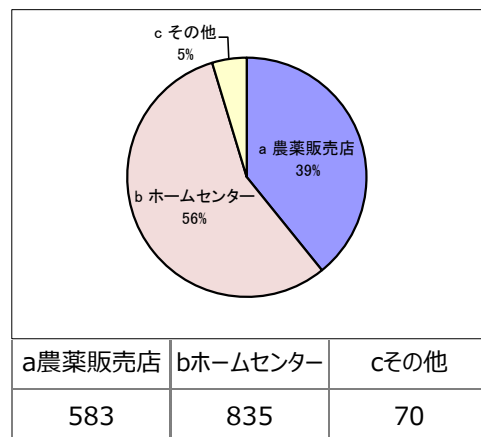
③防水手袋



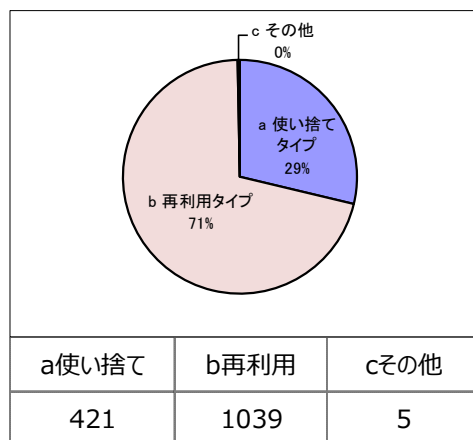
④防除衣



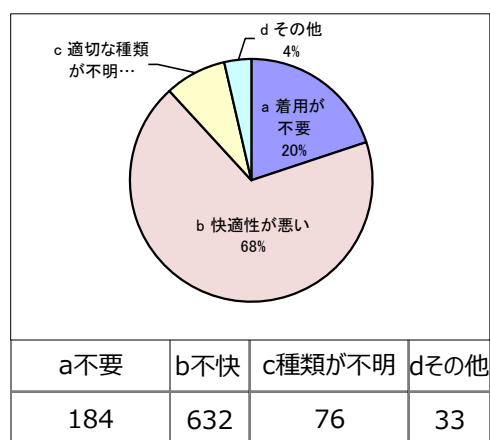
④-2 防除衣購入場所



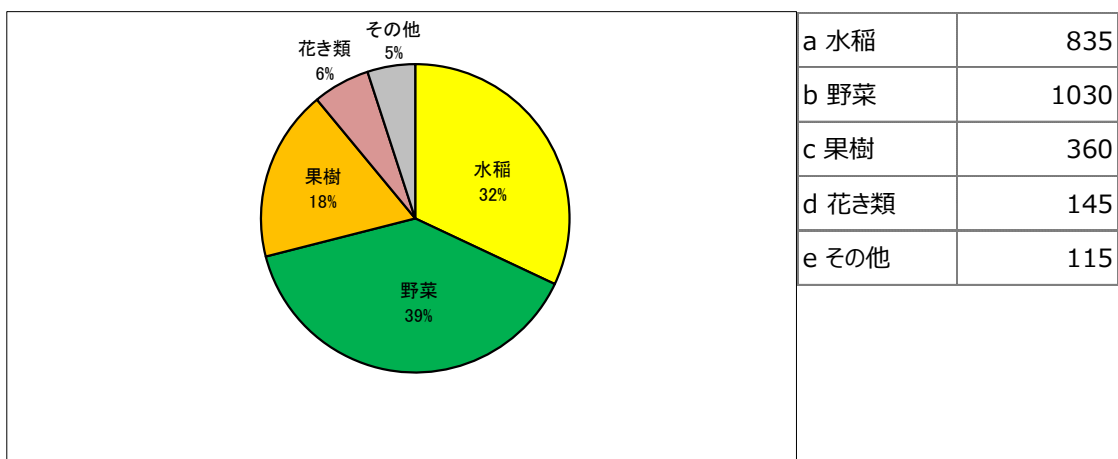
④-3 防除衣のタイプ



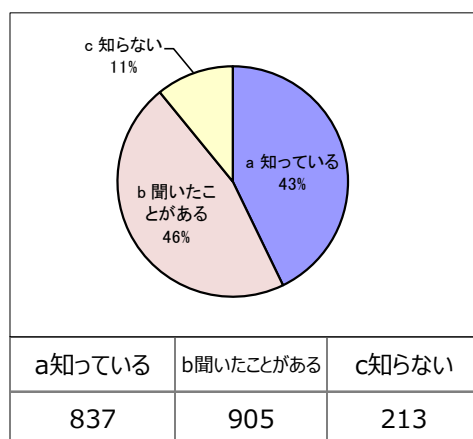
④-4 なぜ着用しなかったのか



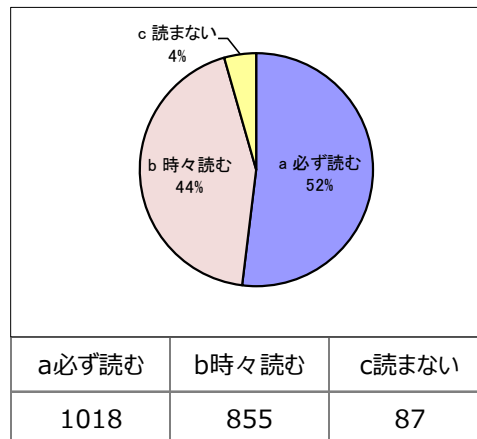
⑤主として農薬を散布する作物について



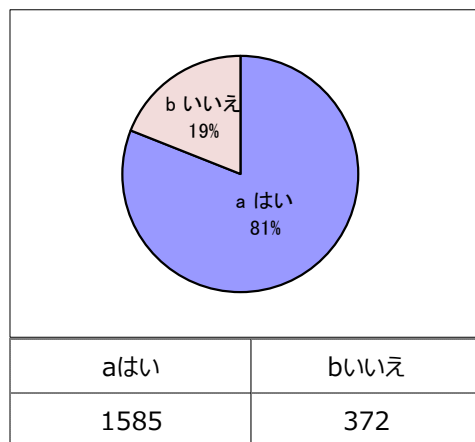
2.農薬事故理由について



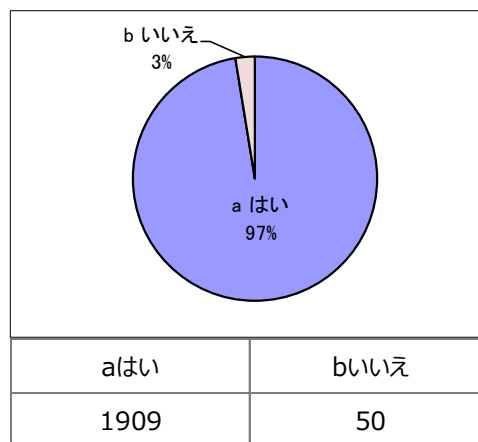
3.使用上の注意のラベル確認



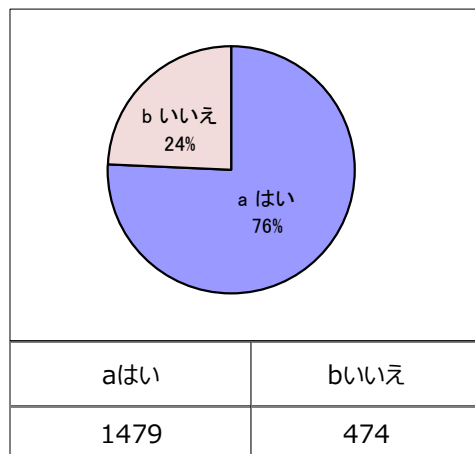
4.鳥獣保護法違反の可能性について



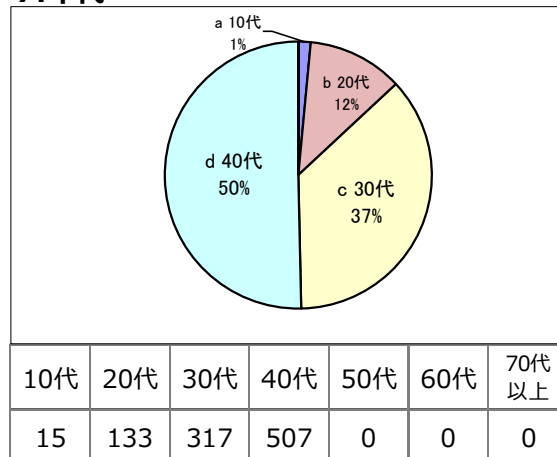
5.毒劇物農薬の購入について



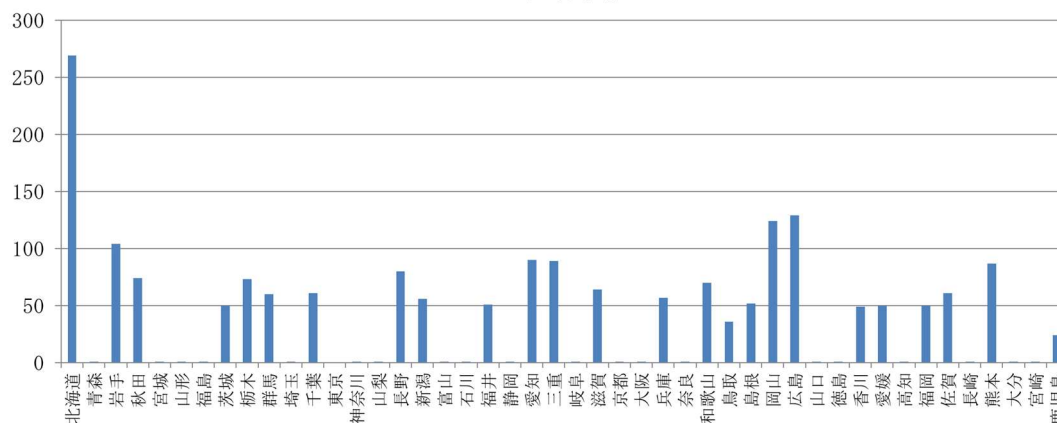
6.農薬を鍵のかかるところに保管しているか



7.年代



回答者数



関係団体からのお知らせ

1. 日本植物防疫協会 シンポジウムのお知らせ

『植物保護ハイビジョン 2022』のご案内

～深まる困難な状況下で持続的農業を支えるイノベーティブな植物保護～

「新しい時代に向けた病虫害防除体系を考える」

1. 日 時：2022 年 9 月 20 日（火）13 時 30 分～17 時 30 分

2. 場 所：日本教育会館「一ツ橋ホール」（東京都千代田区一ツ橋）

3. 主 催：一般社団法人日本植物防疫協会

4. 趣 旨：

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するための戦略「みどりの食料システム戦略」の策定を受けて、その具体化のために「みどりの食料システム法」の制定され、「植物防疫法」が改正された。これらの中で、農薬の 50%削減（リスク換算）、総合防除（IPM）の推進等が謳われ、これまでの防除指導や防除体系に大きな影響を及ぼす可能性がある。これらを踏まえて、これまで現場に利用されてきた防除指針・防除暦の役割と重要性を認識しつつ、今後の病虫害防除体系の策定に際して重要な視点、新しい防除技術の融合・方向性等について話題提供をいただき、農作物の生産性と品質を確保しつつ、持続可能な農業を実現する新しい時代に向けた病虫害防除体系を考える。

5. 参集範囲：国及び都道府県の行政・試験研究機関、普及指導機関、独立行政法人、大学、JA、農薬企業、防除機企業および関係団体（定員 800 名）

6. 開催方法：会場での参加（300 名）とウェビナーによるライブ配信

7. 参 加 費：無料

8. プログラム

(1) 我が国の植物防疫の在り方と展望

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課 羽石 洋平 氏

(2) 現場における病虫害防除体系の策定と課題

・福岡県の水稲栽培における病虫害防除体系の考え方と今後の方向性

福岡県農林業総合試験場 清水 信孝 氏

・群馬県の野菜・特産作物栽培における病虫害防除体系の考え方と今後の方向性

群馬県農業技術センター 池田 健太郎 氏

(3) これからの病虫害防除体系において必要な視点

元国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 本多 健一郎 氏

(4) 今後の農薬開発の方向性

住友化学株式会社 河西 康弘 氏

総合討論

2. 令和4年度 第1回 肥料品質管理研修会 初任者向けの開催のお知らせ

一般社団法人全国肥料商連合会

一般財団法人肥料經濟研究所

1. 名称：令和4年度第1回肥料品質管理研修会（初任者向け）
ーWeb オンライン研修会ー
2. 目的：肥料業界全体の品質管理機能強化に資するために、初任担当者向けに土壌、肥料の基礎知識および肥料関連法令について研修会を開催する。
3. 参集範囲：肥料メーカー・流通団体（卸・JA等）の担当者90名
4. 日時：令和4年9月28日（水） 10:00～17:00
5. 講義内容：
（1）土壌の基礎知識
（2）肥料と土壌改良資材の基礎知識
（3）肥料法の概要ー肥料の品質の確保等に関する法律ー
6. 受講料：5,500円（消費税込：Web オンライン利用・運営経費他）
※Web 個人会員は3割引、Web 法人会員は半額（2名まで）、
賛助会員は半額（5名まで）で受講可能
7. 申し込み開始時期
（1）賛助会員 ー令和4年8月24日（水）～
（2）Web 有料会員（個人・法人）：令和4年8月31日（水）～
（3）一般・メルマガ会員 ー令和4年9月7日（水）～
※定員になり次第、締め切りさせていただきます。
8. その他：
（1）9月16日（金）までに研究所ホームページもしくは、以下のQRコードもしくはURL にアクセスしお申込みください。
<https://ws.formzu.net/dist/S95431897/>
自動返信メールが届かない場合は申込ができていない可能性がありますので、必ずお問い合わせください。

連絡先：一般財団法人肥料経済研究所 の場、 橋本

TEL 03 5297 569 6 、 FAX 03 529 7 5697

Email info@hikeiken.jp

HP <http://www.hikeiken.jp>

全農薬組合員としては一般の参加となります、詳細は上記へご連絡ください。

行政からのお知らせ

1. 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

令和4年8月10日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課
農薬対策室 課長補佐（農薬検査班担当）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

このことにつきまして、別紙のとおり令和4年8月10日付け生食発0810第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知が出されましたので、お知らせします。

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第248号）により、下記の申請に係る農薬の残留基準値が設定又は変更されました。

記

スピノサド
スルホキサフロル
ピラフルフェンエチル
ベンチアバリカルブイソプロピル
ポリオキシシンド亜鉛塩
ポリオキシシン複合体

詳細は次の URL より：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000975149.pdf>

（参考）

スピノサド：スピノエース等の殺虫剤

スルホキサフロル：エクシード・トランスフォームF等の殺虫剤

ピラフルフェンエチル：エコパートF等の除草剤、デシカン等の植調剤

ベンチアバリカルブイソプロピル：ワイドヒッター等殺菌剤の一成分

ポリオキシシンド亜鉛塩・ポリオキシシン複合体：ポリオキシシン等の殺菌剤

2. 2022 年 9 月の「価格交渉促進月間」の実施について

令和 4 年 8 月 24 日

経済産業省

現在、政府では、新しい資本主義の実現に向け、成長と分配の好循環を生み出すべく、民間企業による賃上げのための環境整備に取り組んでおります。我が国の雇用の約 7 割を支える中小企業における賃上げを実現するためには、下請中小企業が付加価値を確保できるよう、コストの適切な価格転嫁が必要不可欠です。特に昨今、原材料価格やエネルギー価格、労務費等が大きく上昇しており、下請中小企業へのしわ寄せを解消し、これらコスト上昇による負担をサプライチェーン全体で適切に分担するためにも、価格転嫁の実現は喫緊の課題です。政府としては昨年 9 月から、毎年 9 月と 3 月を「価格交渉促進月間」と定め、その月間の終了後には、実際に価格交渉・転嫁が出来たか、下請事業者からのアンケート等によってフォローアップ調査し、その調査結果について取りまとめて公表したほか、評価が芳しくない事業者に対しては、所管大臣名で 経営者に対して指導・助言を行い、改善を促す等、取引適正化に向けた取組を強化しております。

来る 9 月においても、「価格交渉促進月間」を実施致します。事前の周知、交渉・転嫁の実践、その後のフォローアップ調査や指導・助言等による改善といった「実践と改善のサイクル」を強化し、価格交渉・転嫁が定期的に行われる取引慣行の定着を図って参ります。

なお、政府では、サプライチェーン全体の価値の増大、共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」の取組を推進しております。同宣言をまだされていない企業におかれては、宣言の実施について御検討いただくようお願い申し上げます。既に宣言されている企業におかれては、自社のパートナーシップ構築宣言について、調達担当の方々へ一層の浸透と実践を図っていただくよう、お願い申し上げます。

記

1. 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応

発注側企業におかれては、7 月に改正した下請中小企業振興法「振興基準」に則り、受注側中小企業との間で 価格交渉や、価格転嫁に積極的に御対応いただきたいこと。

2. フォローアップ調査（受注側中小企業への状況調査）への御協力

9 月中旬以降、受注側中小企業に対して行われる下記調査の対象となった企業におかれては、積極的に御回答頂きたいこと。

- (1) アンケート調査（受注側中小企業 15 万社程度に対して配布。発注側企業ごとに価格交渉や価格転嫁についての具体的な状況を把握
- (2) 下請 G メンによる重点的なヒアリング（受注側中小企業 2 千社程度へのヒアリング。交渉・転嫁状況の実態を聴取本フォローアップ調査結果に基づき、下記を実施する予定です。
- ・親事業者の対応の良い事例や問題のある事例を公表すること
 - ・アンケートの回答を親事業者ごとに名寄せし、業種ごとに親事業者の対応を順位付けし、公表すること
 - ・受注側中小企業からの評価において、価格交渉や価格転嫁の実施状況が芳しくない発注側企業を特定し、その企業の経営者の方に対して、下請中小企業振興法に基づき、事業所管大臣名での「指導・助言」を行うこと（参考・独占禁止法や下請代金法の違反が疑われる事案については、公正取引委員会と中小企業庁が連携して対処すること。

※これらは、発注側企業によって、回答いただいた受注側中小企業が特定されることのないよう厳しく情報管理するとともに、事例の公表についても十分な匿名化の上、実施します。また、「指導・助言」の実施に当たっては、個社の回答のみをもって実施することではなく、複数から回答があった場合のみ実施しますので、安心して御回答ください。

以上

関連 資料 URL

1. 令和 4 年 3 月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査結果

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220622002/20220622002.html>

2. 下請中小企業振興法「振興基準」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/zenbun.pdf>

※令和 4 年 7 月の下請中小企業振興法「振興基準」の改正概要は、下記のとおり。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun/r4_overview.pdf

3. 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.bizpartnership.jp/>

4. 「取引適正化に向けた 5 つの取組」（令和 4 年 2 月 10 日 第 3 回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議）

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220210006/20220210006.htm>

5. 下請法上の「買いたたき」の解釈の明確化（公正取引委員会における取組

<https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/jan/220126.html>

https://www.iftc.go.jp/partnership_package/unyokijun_t.pdf

3. オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な取得について

令和4年8月12日
農林水産省消費・安全局

政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和4年7月26日以降、9月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書（以下「交付申請書」という。）が順次送付されます。交付申請書に記載している QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。

また、最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要で、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までとなっております。

貴団体におかれましては、既に会員事業者に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、交付申請書の送付スケジュール及びマイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が9月末であること等を踏まえ、可能な限りお早めに今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請について会員事業者に対し周知いただきますようお願いいたします。

- 1) 本件に関する参考資料は以下のとおりです。・参考資料1 QRコード付き交付申請書送付に関する概要資料・参考資料2 マイナンバーカードリーフレット・参考資料3 マイナポイントリーフレット
- 2) マイナンバーカードの申請方法は、以下のホームページをご参照ください。・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>
- 3) 周知に係る通知のひな形を用意しましたので、御活用下さい。（ひな形1別添）
通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しておりますので、ご自由に御活用下さい。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

（参考）「マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について」は全農薬 HP の組合員情報サイトに掲載されています。

全農薬ひろば

スベリヒユ（滑莧、英名：Common Purslane、学名：Portulaca oleracea）

スベリヒユ科スベリヒユ（ポーチュラカ）属の非耐寒性多年草で（日本では冬を越せないため一年草）、世界の温帯～熱帯地域にかけて幅広く分布し、日本全土で見られる。

草丈は 5cm 程度（茎の長さ：30cm）で、耐暑性は強く、耐寒性は弱い。また、乾燥耐性が非常に強く、畑や路傍、空き地など日当たりの良い所に自然に生えるが、引き抜いて置いても、茎葉はしおれず、容易には枯れない。

C4 型光合成を行なうと同時に CAM 型光合成を行う多肉植物であり、光合成に必要な二酸化炭素を夜間に気孔を開いて取り込み、昼間は気孔を開かず光合成をするため、乾燥しても水分の蒸散を極力少なくできる。これらの性質から夏季の畑作における難防除雑草として知られており、畑を耕起して切り刻むと断片から発芽・発根して広がる。しかし、寒さには弱いため、気温の低下とともに枯れ、種子は気温が高くなると発芽しない。

雑草として嫌われるが、山形ではスベリヒユを「ひょう」と呼び、昔から好んで食用とされ、沖縄では「ニンブトゥカー」と呼ばれ、夏場の葉野菜として食べられる。

また、漢方では「馬齒莧」と呼ばれ、利尿作用や膀胱炎、肝臓病などに効能があり、さらに健康食品としては ω3 脂肪酸に富んでいることが知られている。

スベリヒユはハナスベリヒユ（ポーチュラカ）の原種になっている植物でもあり、以下ハナスベリヒユについて記す。



ハナスベリヒユ（花滑莧 ポーチュラカ、英名：Purslane、スベリヒユ科ポーチュラカ属 学名：Portulaca oleracea L. × P. pilosa L. subsp. grandiflora）

花が大きく花卉園芸によく使われ、スベリヒユ属の学名に由来した「ポーチュラカ」の名で親しまれる。花は 2cm から 3cm 程度、色は多彩で白や黄、桃色、薄紅色などの種類がある。温暖な間は常に連続的に花を付けるが、不稔。性質的にもスベリヒユと近く、丈夫で手のかからない園芸植物である。

（一部 Wikipedia 等より引用）



撮影場所：平塚市(県農業技術センター)、藤沢市
花言葉：『いつも元気』、『無邪気』、『自然を愛する』